

## 新たな移住・定住に関する研究会設置要領

### (設 置)

第1条 移住・定住のあり方が多様化しているとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化による働き方及び暮らし方が変化していくことが見込まれるため、外部の有識者等の意見を聴取し、新たな移住や定住に関する施策を検討することを目的として、「新たな移住・定住に関する研究会」（以下、「研究会」という。）を設置する。

### (委 員)

第2条 委員は、別に定める学識経験者、その他識見を有する者等で構成する。  
2 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

### (研究会の開催)

第3条 研究会は、必要の都度開催するものとし、企画調整理事が招集する。  
2 企画調整理事は、必要があると認めるときは、委員以外の者を研究会に出席させて意見を述べ、又は説明をさせることができる。

### (議事の運営)

第4条 研究会の議事録の要旨は、京都府ホームページにおいて公表する。  
2 委員の氏名は、公表する。  
3 運営においては、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）及び京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）に基づき対処する。

### (雑 則)

第5条 この要領に定めるもののほか、研究会及びその他の意見聴取等の運営に必要な事項は、企画調整理事が定める。

### 附則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。